

## 庁舎見学にあたっての遵守事項

### ○集合時間を必ずお守りください。

見学を定刻に開始するため、お手洗いを済ませてからのご集合をお願いいたします。集合時刻よりも15分以上遅れた場合は、キャンセルといたします。集合時間は必ずお守りください。

### ○終了時刻には余裕をもたせてください。

庁舎内移動の都合により、終了時刻が予定よりも前後する場合がございます。

### ○見学中は係員の指示に従ってください。

係員の指示に従っていただけない場合は、見学を中止させていただく場合がございます。

### ○見学団体代表者の方が直接お申し込みください。

旅行代理店からの申込みはお受けしておりません。

修学旅行等で見学する場合は、学校から直接お申し込みください。

### ○取材の受け入れを検討されている場合は、事前にご相談ください。

申込者において、庁舎見学の取材の受け入れを検討されている場合は、事前にご相談ください。

### ○営利目的や政治的、宗教的、宣伝等を目的とした参加はできません。

営利目的や政治的、宗教的、宣伝等を目的とした庁舎見学の参加はできません。

### ○岐阜県庁内管理規則を遵守してください。

岐阜県庁内管理規則に定める禁止行為を行わないでください。

- 一 みだりに凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- 二 引火しやすい物の近くで火気を取り扱うこと。
- 三 所定の場所以外で喫煙すること。(※県庁舎建物、敷地内は全て禁煙です)
- 四 庁舎その他の物件を損壊すること。
- 五 所定の場所以外に汚物又はごみを投棄すること。
- 六 多数集合して示威行為をすること。
- 七 拡声器の使用等により、けんそうな状態を作り出すこと。
- 八 面会を強要し、乱暴な言動をし、みだりに座り込み、又は庁内の一部を占拠すること。
- 九 通行の妨害となるような行為をすること。
- 十 みだりに備付けの器物を利用し、若しくは移動させ、又は施設を構えること。
- 十一 示威、宣伝、陳情等のため、旗、のぼり、幕、プラカードその他これらに類するものを持ち込むこと。
- 十二 印刷物、宣伝ビラ等を配布し、又はこれらを掲示すること。
- 十三 寄附金の募集、保険の勧誘、物品の販売その他これらに類する行為をすること。
- 十四 前各号に定めるもののほか、庁内の秩序を乱し、又は庁内の適正な管理に支障を及ぼすこと。